

令和8年江南市議会3月定例会追加議案目録

令和8年3月16日

議案第43号	特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事（週休2日）請負契約の締結について	P	2
議案第44号	損害賠償の和解及び額を定めることについて	P	10
議案第45号	令和7年度江南市一般会計補正予算（第10号）	P	13
議案第46号	令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	P	23

令和8年議案第43号

特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事
(週休2日) 請負契約の締結について

令和8年3月3日一般競争入札に付した特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事(週休2日)について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年3月16日提出

江南市長 澤田 和延

記

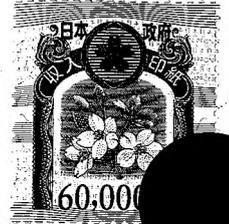
- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 特定都市河川浸水被害対策推進事業
古知野南小学校雨水貯留施設設置工事(週休2日) |
| 2 契約の方法 | 総合評価落札方式による一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 546,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大興・尾関建設特定建設工事共同企業体
代表構成員 江南市古知野町熱田29番地
大興建設株式会社江南営業所
所長 中村 宏唯
構成員 江南市宮田町泉256番地
尾関建設株式会社
代表取締役 尾関 卓 |

提案理由

この案を提出するのは、特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事(週休2日)を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)

仮 契 約 書



- 1 工 事 名 特定都市河川浸水被害対策推進事業
古知野南小学校雨水貯留施設設置工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 江南市古知野町地内
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和9年10月13日
- 4 契約金額 金546,700,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金49,700,000 円
- 5 契約保証金 銀行等の保証

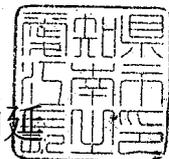
上記の工事について、発注者江南市と受注者大興・尾関建設特定建設工事共同企業体との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和8年3月9日

発注者 江南市 市長 澤田 和延



受注者 大興・尾関建設特定建設工事共同企業体

代表構成員

江南市古知野町泉29番地
大興建設株式会社 江南営業所
所長 尾関 卓

構 成 員

江南市古知野町泉256番地
尾関建設株式会社
代表取締役 尾関 卓

特約条項

特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事（週休2日）の請負契約について下記条項のとおり特約する。

（契約代金の支払い）

- 第1条 この契約は、債務負担行為（ゼロ債務）に基づく契約とし、契約代金、前払金、中間前払金及び部分払の請求は、令和8年度以降とする。
- 2 令和8年度の支払限度額は金442,683,000円とし、残額については令和9年度に支払うものとする。
- ただし、予算の都合による等必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

（前金払）

- 第2条 受注者は、第3項及び第4項に規定する支払限度額以内において、前払金の支払いを請求することができる。
- 2 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 令和8年度の前払金の支払限度額は、第5項に定める出来高予定額に10分の4の割合を乗じて得た額とする。
- 4 令和9年度の前払金の支払限度額は、契約金額から令和8年度の出来高予定額を控除した金額に10分の4の割合を乗じて得た額とする。
- ただし、令和8年度末において、出来高が第5項に定める出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで令和9年度の前払金の支払いを請求することはできない。
- 5 令和8年度末までにあげる出来高予定額は、金491,870,000円とする。

（中間前金払）

- 第3条 中間前金払の支払いを請求する場合については、前条「前払金」とあるのは「中間前払金」と、「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替えて、これらを準用するものとする。

（部分払）

- 第4条 部分払の額は、出来形部分に相応する契約代金相当額の10分の9以内の額とする。ただし、令和8年度中の部分払の額は第1条第2項に規定する支払限度額を超えないものとする。

(中間前金払と部分払)

第5条 受注者は、中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた場合でも行うことができるものとする。

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 江南市発注に係る 特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事（週休2日）（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 2 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、大興・尾関建設 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 江南市古知野町熱田 29 番地 に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

- 第4条 当企業体は、令和8年2月10日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 江南市古知野町熱田 29 番地

商号又は名称 大興建設株式会社 江南営業所

住 所 江南市宮田町泉 256 番地

商号又は名称 尾関建設株式会社

（代表者の商号又は名称）

第6条 当企業体は、大興建設株式会社 江南営業所 所長 中村 宏唯を代表者とす

る。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	<u>大興建設株式会社 江南営業所</u>	<u>70</u> %
商号又は名称	<u>尾関建設株式会社</u>	<u>30</u> %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、三菱 UFJ 銀行一宮支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

大興建設株式会社 江南営業所 外 1 社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各構成員が記名して構成員各自が所持するものとする。

また、この協定書を別途 1 通作成し、江南市に提出するものとする。

令和 8 年 2 月 10 日

○代表構成員

住 所

江南市古知野町熱田 29 番地

商号又は名称

大興建設株式会社 江南営業所

代 表 者

藤 豊 中村 宏唯

○構成員

住 所

江南市宮田町泉 256 番地

商号又は名称

尾関建設株式会社

代 表 者

代表取締役 尾関 卓

令和8年議案第44号

損害賠償の和解及び額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び江南市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例48号）第7条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年3月16日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

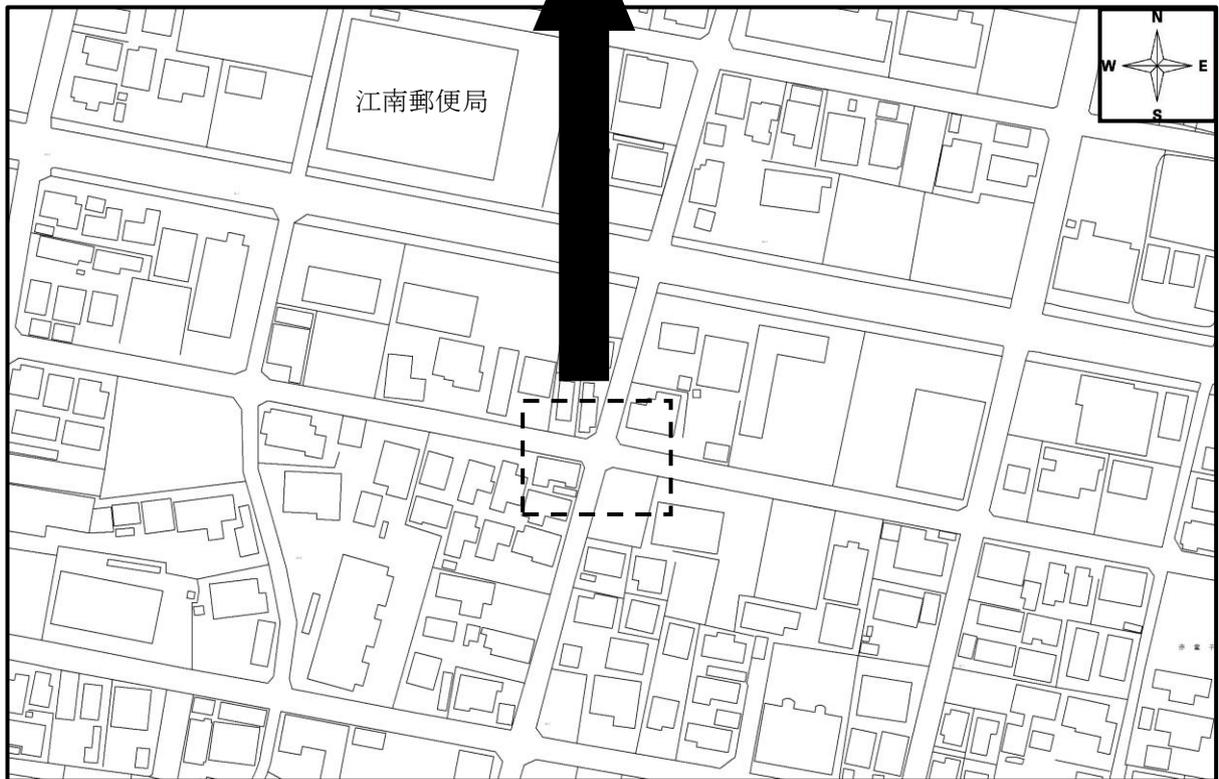
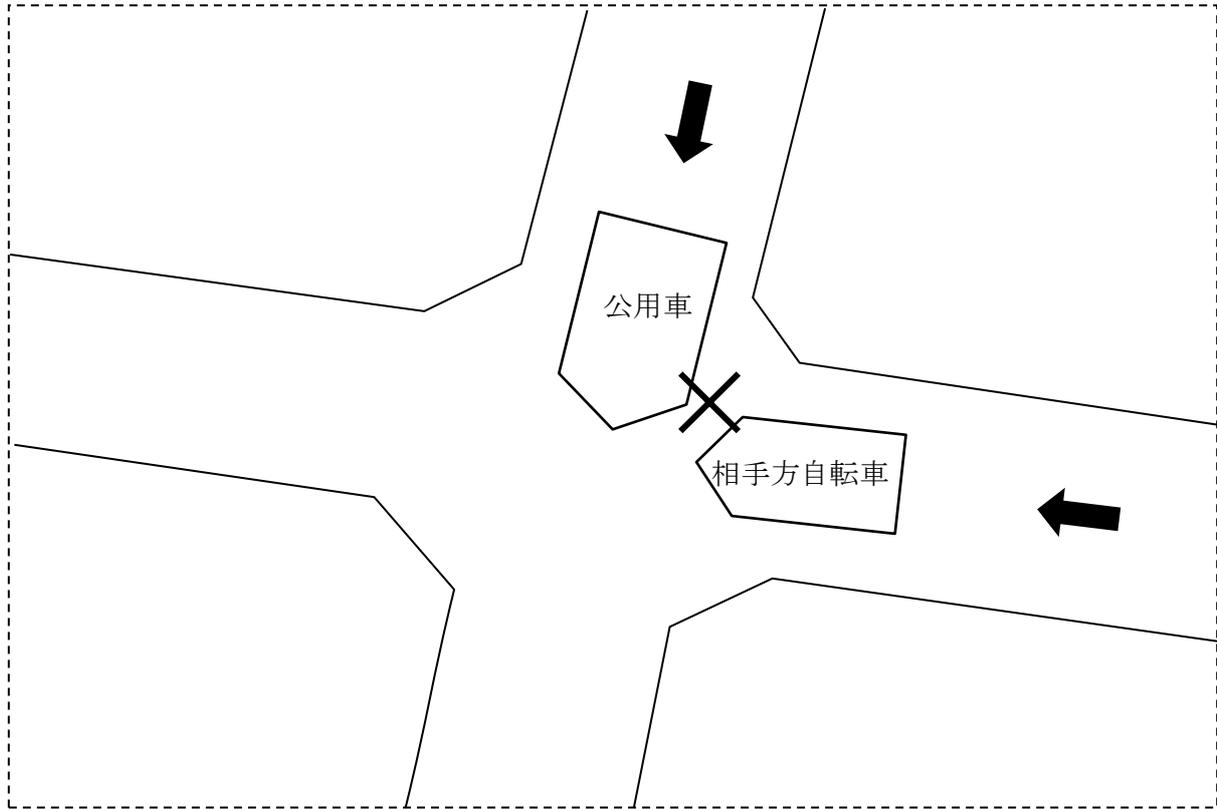
この案を提出するのは、令和7年5月9日江南市赤童子町地内において、職員が交通事故を起こしたことにより、市に損害賠償義務が生じたからであります。

和解及び賠償金調書

事故発生日時	令和7年5月9日 午前9時10分頃	
事故発生場所	江南市赤童子町桜道57番地4先 交差点	
当事者(甲)	江南市	運転者 下水道課 職員
当事者(乙)	相手方	運転者 市内在住
事故の状況	事故発生現場の交差点を南進した際に、東側から進入してきた自転車と公用車が接触したものの。	
和解の内容	<p>1. 双方の損害額及び過失割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 損害額 甲 金 65,560円 乙 金 9,900円</p> <p>(2) 過失割合 甲 60% 乙 40%</p> <p>甲は、乙に対し、金5,940円を賠償するものとする。 乙は、甲に対し、金26,224円を賠償するものとする。</p> <p>2. 甲は、乙に対し、治療費等として金1,156,182円を賠償するものとする。なお、損害総額が自動車損害賠償責任保険の限度額以下であることから、過失割合の適用は行わないこととする。</p> <p>3. その他に関しては、一切異議、請求の申立てをしないものとする。</p>	
賠償金額	車両修繕費	金 5,940円
	治療費等	金 1,156,182円

(参 考)

事故現場説明図（江南市赤童子町桜道57番地4先 交差点）



令和7年度江南市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度江南市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,808千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,546,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月16日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,745,135	千円 32,949	千円 6,778,084
	4 国庫交付金	1,539,152	32,949	1,572,101
16 県支出金		2,845,939	19,234	2,865,173
	1 県負担金	1,755,768	14,318	1,770,086
	2 県補助金	767,249	4,916	772,165
19 繰入金		1,680,851	30,625	1,711,476
	1 基金繰入金	1,678,641	30,625	1,709,266
歳入合計		40,463,262	82,808	40,546,070

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 19,331,657	千円 82,808	千円 19,414,465
	2 児 童 福 祉 費	8,194,664	82,808	8,277,472
歳 出 合 計		40,463,262	82,808	40,546,070

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 6,745,135	千円 32,949	千円 6,778,084
16 県支出金	2,845,939	19,234	2,865,173
19 繰入金	1,680,851	30,625	1,711,476
歳入合計	40,463,262	82,808	40,546,070

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 19,331,657	千円 82,808	千円 19,414,465
歳出合計	40,463,262	82,808	40,546,070

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 52,183	千円	千円	千円 30,625
52,183			30,625

2 歳 入

15款 国庫支出金

16款 県支出金

19款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	6,745,135	32,949	6,778,084
	4 国庫交付金	1,539,152	32,949	1,572,101
	2 民生費交付金	1,061,713	32,949	1,094,662
16	県支出金	2,845,939	19,234	2,865,173
	1 県負担金	1,755,768	14,318	1,770,086
	1 民生費県負担金	1,754,549	14,318	1,768,867
	2 県補助金	767,249	4,916	772,165
	2 民生費県補助金	610,406	4,916	615,322
19	繰入金	1,680,851	30,625	1,711,476
	1 基金繰入金	1,678,641	30,625	1,709,266
	1 基金繰入金	1,678,641	30,625	1,709,266
	計	40,463,262	82,808	40,546,070

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 児童福祉費 交付金	32,949	[こども未来課] 子どものための教育・保育給付費交付金	
2 児童福祉費 負担金	14,318	[こども未来課] 子どものための教育・保育給付費負担金	
2 児童福祉費 補助金	4,916	[こども未来課] 施設型給付費等補助金	
1 基金 繰入金	30,625	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	

3 歳 出

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保育費	7,132,572	82,808	7,215,380	52,183			30,625	18負担金、 補助及び 交付金	82,808
計	8,194,664	82,808	8,277,472	52,183			30,625		

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>[子ども・子育て支援給付事業] ・特定教育・保育等事業 18 負担金、補助及び交付金 施設型給付費</p> <p style="text-align: right;">82,808</p>	<p>〈特定財源〉 国 32,949千円 補正後293,052,270円×1/2 －補正前253,028,084円×1/2 補正後207,183,932円×60/100 －補正前185,623,173円×60/100 県 14,318千円 補正後293,052,270円×1/4 －補正前253,028,084円×1/4 補正後207,183,932円×20/100 －補正前185,623,173円×20/100 県 4,916千円 補正後68,593,618円×1/2 －補正前58,761,438円×1/2 補正後568,274,000円－補正前485,466,000円</p>

令和 8 年議案第 4 6 号

令和 7 年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,475千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,365,749千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 1 6 日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		千円 5,800,061	千円 47,475	千円 5,847,536
	1 県 交 付 金	5,800,061	47,475	5,847,536
歳 入 合 計		8,318,274	47,475	8,365,749

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 給 付 費		千円 5,708,794	千円 47,475	千円 5,756,269
	1 療 養 諸 費	5,676,113	47,475	5,723,588
歳 出 合 計		8,318,274	47,475	8,365,749

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 県 支 出 金	千円 5,800,061	千円 47,475	千円 5,847,536
歳 入 合 計	8,318,274	47,475	8,365,749

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保 険 給 付 費	千円 5,708,794	千円 47,475	千円 5,756,269
歳 出 合 計	8,318,274	47,475	8,365,749

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 47,475	千円	千円	千円
47,475			

2 歳 入

3 款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
3	県支出金	5,800,061	47,475	5,847,536
	1 県交付金	5,800,061	47,475	5,847,536
	1 保険給付費等 交付金	5,800,061	47,475	5,847,536
	計	8,318,274	47,475	8,365,749

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 普通交付金	47,475	普通交付金

3 歳 出

1 款 保険給付費
1 項 療養諸費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 療 養 諸 費	5,676,113	47,475	5,723,588	47,475				18負担金、 補助及び 交付金	47,475
計	5,676,113	47,475	5,723,588	47,475					

1-1-1 療養諸費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<p>[保険給付事業] ・療養給付支給事業 18 負担金、補助及び交付金 療養給付費</p>	<p>47,475 30,000</p>	<p>〈特定財源〉 県 30,000千円 普通交付金 補正後4,902,640,000円－補正前4,872,640,000円 補正後4,902,640,000円－補正前4,872,640,000円</p>
<p>・高額療養費支給事業 18 負担金、補助及び交付金 高額療養費</p>	<p>17,475</p>	<p>〈特定財源〉 県 17,475千円 普通交付金 補正後751,674,000円－補正前734,199,000円 補正後751,674,000円－補正前734,199,000円</p>